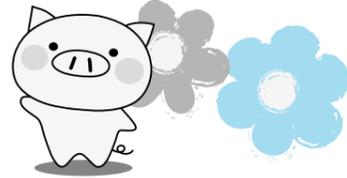


「臨時福祉給付金」 「子育て世帯臨時特例給付金」のお知らせ

消費税率が8%に引き上げされたことによる影響を緩和するため、対象者に「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」が給付されます。

- 受けることができるのは、どちらか一つの臨時給付金となります。
両方の臨時給付金に該当する場合は「臨時福祉給付金」の対象となります。
- 平成26年1月1日に敦賀市に住民票があった方が対象です。
その他の方は、同日に住民票があった市区町村での申請となります。



「臨時福祉給付金」

■所得の低い方の負担を緩和します。

●支給対象者は？

次の①～③のいずれの条件にも該当する方
①平成26年度の市民税（均等割）が課税されない方

②平成26年度の市民税（均等割）が課税されている方に扶養されていない方

③生活保護の受給者でない方

※所得がない方でも、申告をしていないと対象とならなかったり、必要なお知らせが届かない場合がありますので、必ず申告を行ってください。

●支給額は？

- 対象者1人につき **1万円**
- 下記《加算対象者》は1人につき **5千円**を加算

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者や児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など。詳細は問合せしてください。

「子育て世帯臨時特例給付金」

■子育て世帯に支給します。

●支給対象者は？

次の①②のいずれの条件にも該当する方

①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している方

②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

●対象児童は？

平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし次の①・②のいずれかの条件に該当する方は除きます。

- ①臨時福祉給付金の対象となる児童
- ②生活保護の受給者にあたる児童

●支給額は？

対象児童1人につき **1万円**

Check!

詳細は今後の広報つるがや行政チャンネル等で随時お知らせします。

●支給に関する問合せ先

敦賀市役所（敦賀市臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業実施本部）
▶臨時福祉給付金…………… ☎ 22 - 5080
▶子育て世帯臨時特例給付金… ☎ 20 - 1560

●制度に関する問合せ先

厚生労働省 ☎ 0570 - 037 - 192
運営時間：9時～18時（土・日・祝日は除く。）

2つの給付金

検索



QRコード

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”に注意してください！



2つの臨時給付金に関して、敦賀市や厚生労働省などがATMの操作をお願いすることはありません。また、敦賀市や厚生労働省が個人情報を照会することも絶対にありません。このようなことがございましたら、市役所か警察署（☎ 25 - 0110）に相談してください。

ご存じですか？ 成年後見制度

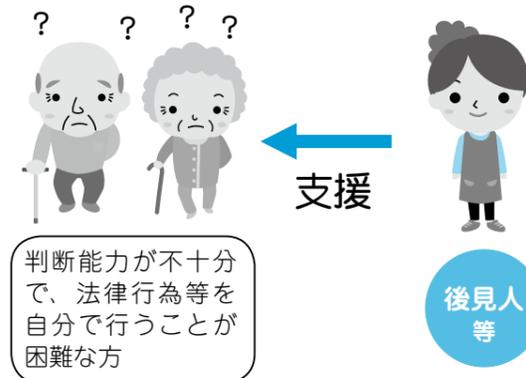
成年後見制度——。

なかなか耳にすることが少ない制度ですが、実は私たち1人ひとりの生涯に関わる大切な制度です。今回は成年後見制度についてご紹介します。

＊成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自分でこれらのことを行うのが難しい場合があります。また、不利益な契約であっても判断ができずに契約を結んでしまう場合があります。

このような方々を保護し、支援するのが**成年後見制度**です。



例えばこんな時・・・

- もの忘れがあり、お金の管理や契約に不安がある。
- 判断能力の低下がある親族の不動産を処分して、施設入所の費用にしたい。
- 認知症の親が訪問販売で高額の商品を購入してしまった。

＊成年後見制度利用の流れ

（法定後見制度の場合）

①申立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所（敦賀市の場合は福井家庭裁判所敦賀支部）に申立てます。

◆利用できる人

判断能力が不十分であって、契約などの法律行為を自分で行うことが困難な人

◆申立てができる人

本人、配偶者、四親等内の親族など
※四親等内の親族がない場合は、市長が申立てを行うことができます。

◆費用

- 申立て費用（印紙、切手代、診断書等）1万円程度
- 鑑定料（医師の鑑定が必要な場合）5～10万円程度

②審判、成年後見人の決定

家庭裁判所で審判し、成年後見人を決定します。

家庭裁判所の調査官が、調査、確認を行い、成年後見人に最も適切と思われる人（配偶者や親族、法律、福祉の専門職など）を選任します。

③後見の開始

成年後見人が支援を開始します。

※親族以外の後見人の場合は、後見人への報酬が必要です。

＊成年後見人制度の利用について、地域包括支援センターにお問い合わせください。

| | 敦賀市地域包括支援センター「あいあい」 | 敦賀市地域包括支援センター「なごみ」 | 基幹型敦賀市地域包括支援センター「長寿」 |
|------|-------------------------|--------------------|------------------------------|
| 電話 | ☎ 22 - 7272 | ☎ 21 - 7530 | ☎ 22 - 8181 |
| 担当地区 | 北・南・西・松原・西浦・東浦・東郷・中郷・愛発 | 粟野 | 必要時、各地域包括支援センターと連携、協働し支援します。 |